

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

自然との共生をめざした環境づくり

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

平塚市

## 3. 地域再生計画の区域

平塚市土屋・吉沢地区

## 4. 地域再生計画の目標

当市は、首都50キロ圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置する商・工・農業のある複合都市で、東京から東海道本線を西下し約65分のところに位置する。東方は、相模川をへだて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4,800mの海岸線から西北に広がる扇形をなしており、地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。また背後には丹沢大山山麓を控え富士箱根連山を遠望する、四季温和な気候に恵まれた住みよい土地である。

江戸時代には東海道の宿場町として栄え、明治20年に東海道線が開通すると、明治時代後期から昭和初期にかけては軍需産業をはじめとした多くの大工場の建設も行われ湘南の中心都市として発展した。そのために第二次世界大戦では大きな被害を受けたが、戦後、焦土のなかから復興へと歩み始め、都市施設や市街地の整備が進み、商工業の成長とともに宅地化が進行していった。

昭和30年代に大きな社会問題として取り上げられた公害問題に対応し、市民の健康を守る立場から、昭和39年8月に公害処理組織・公害係を発足させ、それまでの産業活動に伴って発生する公害問題を克服し、住みよい環境を確保するための取り組みを開始した。また、社会経済の変化によって生じた環境問題が山積する中、資源ごみを買上げる「平塚方式」の制度化を行うなど、環境に関するさまざまな取り組みを展開してきた。

一方で、汚水処理施設の整備については昭和39年度より公共下水道事業に着手し、下水道人口普及率は平成16年度末で94%を超えている。

こうした生活環境や都市基盤の整備に取り組む中で、自然環境に目を向けてみると、都市化が進行し、市全体的には自然そのものが少なくなりつつある。その中でも、当市の西部に位置する土屋・吉沢地区は、昭和31年に平塚市へ編入された旧土沢村の区域で、社会的、歴史的、地理的、生活的、住民の意識等からみて一体と考えられる集落圏であり、まとまりのある雑木林や谷戸の湿地、湧き水、台地上の畑地などが一体となって里山の自然を形成し、豊かな生態系がはぐくまれている。

しかし、市街化調整区域である当地区は、公共下水道事業が進行している市街化区域との汚水処理施設の整備格差が発生しており、生活排水などの流入により自然や農作物への影響が懸念されている。また、これまで里山を維持・管理してきた農業従事者の高齢化や後継者不足のため、農地や山林の手入れをする者が減少し、従来に里山風景が失われつつある。

当地区の特徴ともいえる自然環境を保全するために、水の循環の確保と共に丘陵の里山や樹林などの適正な保全と活用、農地の保全と環境に配慮することが求められる。

このことから、土屋・吉沢地区については、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽による整備地域と位置づけ、平成10年度からは合併処理浄化槽普及促進事業を、さらに農業集落排水事業では平成16年度から土屋地区、平成18年度から吉沢地区で着手している。これにより、土屋・吉沢地区の汚水処理人口普及率の向上を目指している。

また、市民の間で里山をよみがえらせようという機運が高まり、その再生・保全の活動が活発化している。この活動に市民と地元大学生が参加し交流する事業を市民と協働で運営していくことにより、自然環境に対する意識の向上、継続した自然環境の再生・保全がされることを目指す。

- (目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 11% から 49% に向上)
- (目標 2) 里山再生の活動の活発化 (活動面積を 2,000 m<sup>2</sup> から 4,000 m<sup>2</sup> へ拡大)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

当市では農業農村の振興を図るため農地、農道、水路や農業施設の基盤整備を計画的に実施し、農業生産の効率化、利便性、さらに維持管理の軽減に努めてきた。しかし、生活雑排水や生産活動による環境への大きな影響が認識されるようになり、環境との調和や自然との共生、循環型社会の形成等に配慮した農業農村の持続可能な発展を実現していく必要性が生じている。このことから、当市では「平塚市環境基本計画」、「平塚市田園環境整備マスタープラン」に基づき地域の特性を活かし、長期的視点から農業農村に関する各種事業を立案し、地域資源の保全・改善・活用を図り、環境に配慮した農村環境整備として、良好な水や集落の水環境の保全を目的に、生活雑排水を処理するため農業振興地域である土屋・吉沢地区で農業集落排水事業と合併処理浄化槽の設置促進を実施する。

- 1 集合処理が適している農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を進める。
- 2 家屋が散在し個別処理の有利な地域について合併処理浄化槽の普及を進める。

### 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 農業集落排水・・・平成16年4月に土屋1期地区、平成18年1月に吉沢地区、平成21年4月に土屋2期地区において事業採択の通知を国より受けている。  
また、平成21年12月に吉沢2期地区において事業計画の承認の通知を神奈川県より受けている。

#### 【事業主体】

- ・ いずれも平塚市

#### 【施設の種類】

- ・ 農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

#### 【事業区域】

- ・ 農業集落排水施設 平塚市土屋・吉沢地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平塚市土屋・吉沢地区

#### 【事業期間】

- ・ 農業集落排水施設 平成18年度～23年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成18年度～23年度

#### 【整備量】

- ・ 農業集落排水施設 Φ150～300 22, 970 m  
汚水処理施設 2 箇所
- ・ 浄化槽 70基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- 農業集落排水施設 土屋・吉沢地区で2, 074人
- 浄化槽 土屋・吉沢地区で197人

## 【事業費】

農業集落排水施設			
事業費	3, 1 2 6, 2 5 0千円	(うち、交付金	1, 5 6 3, 1 2 5千円)
浄化槽			
事業費	2 5, 4 2 2千円	(うち、交付金	8, 4 7 4千円)
合計			
事業費	3, 1 5 1, 6 7 2千円	(うち、交付金	1, 5 7 1, 5 9 9千円)

### 5-3 その他の事業

#### ・里山再生の活動

当地区では、ボランティア等による里山をよみがえらせる活動が行われており、荒廃した雑木林の再生や農業体験を通じて、自然環境を守る意識が広がっている。

市民と地元大学生などが参加した里山をよみがえらせる活動(里山再生プロジェクト)を地域住民と協働で実施する。里山の手入れや農作業の体験などを通じて、環境を維持するための知識・技術を習得するなど自然環境の理解を促す。

#### ・不動川整備促進事業

不動川の整備を河川管理者である神奈川県へ働きかけ、汚水処理施設整備交付金を活用した農業集落排水施設及び浄化槽(個人設置型)の整備を推進すると共に、当該地区を流れる河川を整備することにより、衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全を図る。また、浸水などの被害を防止し、生活環境の安全を確保することができる。

#### ・水循環・水環境計画

国・県・市が管理する河川及び農業施設や環境施策等、水に関連する諸々の計画により進行している水循環・水環境づくりの取組みを体系的な方針とする「水循環・水環境の総合的な整備計画」の策定を目指す。

この計画に基づき、個々の計画の整合を図り、地域の特性を活かした整備を推進していくほか、生活で欠かすことができない水の大切さを強く認識し、将来にわたって望ましい水循環・水環境を創造するために取り組んでいく。

#### ・畜産環境対策促進事業

当市では農村集落の環境汚染問題として家畜排泄物の処理を取り上げ、その有効利用を促進していくことにより安定した畜産経営ができるよう、昭和57年11月から「家畜ふん尿処理施設整備費補助」を市単独の補助制度として設けている。

### 6. 計画期間

平成18年度～23年度

### 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、地元の農業集落排水事業推進協議会、市により施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるよう提言する。

### 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。